

明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会設置要綱

(設置)

第1条 ジェンダー平等の実現に向けて必要な制度及び取組の検討に当たり、有識者等の意見を聴くため、明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、ジェンダー平等の実現に向けて必要な制度及び取組に関する事項について、各委員からの意見を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 検討会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 教育又は経済に関する知識及び経験を有する者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の数は、男女同数（委員が奇数であるときは、男女の数の差が1人とする。）とし、障害当事者を1名以上選任するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了する日までとする。

(会議)

第5条 検討会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、政策局SDGs推進室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年1月12日制定）

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する事務が終了する日限り、その効力を失う。